

商法改正に関する「Net アンケート集計結果」

社団法人 日本監査役協会では、5月1日に施行された企業統治に関する商法等改正、及び現国会に提出中の商法等の一部を改正する法律案(商法抜本改正案)への企業の対応動向について、会員会社を対象にアンケート調査を実施しました。(回答総数 1076社)

アンケート調査の結果、取締役及び監査役の責任軽減のために定款変更を行うとする企業は1割程度でした。まだ「わからない」との回答が4割あった為、判断を示した会社の中で変更を行うとする会社の割合は2割。また、監査役制度と監査委員会制度との選択については、監査委員会制度の導入とする会社の割合は0.4%とごく少数で、約半数の会社が監査役制度を選択する意思を表明しています。これも「わからない」と方針未定を回答した会社が4割あった為、判断を示した会社の中で、委員会制を導入するとした会社は1%弱。99%の会社が既存の監査役制度を選択しています。

いずれの質問に対しても約4割の会社が「わからない」と回答しており、様子見の傾向が強いことが覗われます。

協会では、各社の実務対等及び制度選択に対する企業動向を把握するために、今後も同様の質問で第2回、第3回とアンケート調査を実施していく予定です。

1) 取締役・監査役の責任軽減のために定款変更をおこなうと決定した会社の割合は2割

; 定款変更を「する」と回答した会社は1割程度で、「しない」という回答が約半数を占めている。が、まだ「わからない」とする回答が約4割あり、判断を示されたもののなかでは定款変更を「する」が2割、「しない」が8割となっている。「する」会社の割合は上場会社では20%非上場会社では15%。「しない」とすると回答理由には、3%株主の反対により否決の可能性が高いという意見が多くみられた。

2) 監査制度の選択について監査委員会制度を導入する会社はごく少数

; 1076件の総回答社中、監査委員会制度を導入すると答えた会社は4社(上場・非上場それぞれ2社)のみであり、約半数が既存の監査役制度を採用するとの回答があった。また「わからない」とする回答が約4割あり、判断を示されたものの中では委員会制を選択する会社の割合は1%に満たない。各社の制度選択動向を結論付けるには不確定な要素が強い。

3) 選択の理由は監査委員会制よりも監査役制度のほうが機能するとの意見が多かったが 選択の幅が広がることを評価する意見も

; 監査委員会制度の導入については、「監査役制度の方が機能する」、「監査委員会制度は日本の風土になじまない」と言った意見が4割程度を占めたが、一方で選択制度の導入について選択の幅が広がることを評価する意見も多く(1割)みられた。

「Net アンケート集計最終結果」

調査概要

1) 調査の目的

；企業統治に関する商法等改正及び「商法等の一部を改正する法律案（商法抜本改正案）」に対する企業対応動向調査。

2) 調査方法

；調査地域...全国
調査対象...日本監査役協会会員会社
調査方法...協会 HP への記名書込
調査期間...2002 年 4 月 10 日～4 月 26 日
調査機関...日本監査役協会事務局企画部

3) 調査回答社数

；回答社総数.....1076 社
（内）上場会社..... 736 社（68.4%）
＼ 非上場会社... 340 社（31.6%）

<回答会社分析>

- ・回答会社の社外取締役数
；社外取締役導入企業数...536 社（49.8%）
社外取締役人数平均...2.7 名/1 社
取締役会に占める社外取締役の割合平均...24.2%
- ・決算月別回答会社数
； 3 月決算...824 社（76.6%）
12 月決算... 82 社（7.6%）
1 月決算... 81 社（7.5%）
その他... 89 社（8.3%）
- ・回答会社に占める子会社/関連会社数
；子会社数...224 社（20.9%）
関連会社数...89 社（8.3%）

責任軽減に関するアンケート

< 「企業統治に関する商法等改正法」施行後、あなたの会社では取締役・監査役の責任軽減のための定款変更を行う予定はありますか？ >

【回答】

	合計		上場		非上場		上場	非上場
ある	116	10.8	89	12.1	27	7.9	20.5	13.8
ない	514	47.8	346	47.0	168	49.4	79.5	86.2
わからない	423	39.3	285	38.7	138	40.6		
無回答	23	2.1	16	2.2	7	2.1		
計	1076	100.0	736	100.0	340	100.0	100.0	100.0
	単位(社)	(%)	単位(社)	(%)	単位(社)	(%)	(%)	(%)

【自由意見】...意見の多かったものの順

効果がない(3%の株主による否決の可能性が高い/責任免除規程不明確等)...30%程度

責任軽減の手段としては株主総会特別決議を考えている...10%程度

株主代表訴訟の提起が会った際に判断する...10%程度

社外取締役の有効活用が難しくなる...10%程度

取締役の報酬開示に繋がるため避けたい...5%程度

委員会等設置会社に関するアンケート

< 現在衆議院に提出されている商法改正法案にある委員会等設置会社について質問します。

あなたの会社の執行部は、同改正法案が法制化された場合、委員会等設置会社(監査委員会制度)を選択しますか、それとも既存の制度(監査役制度)を選択しますか？ >

【回答】

	合計		上場		非上場		上場	非上場
委員会等設置会社を選択する	4	0.4	2	0.3	2	0.6	0.6	1.2
既存の制度を選択する	525	48.8	359	48.8	166	48.8	99.4	98.8
まだわからない	450	41.8	308	41.8	142	41.8		
無回答	97	9.0	67	9.1	30	8.8		
計	1076	100.0	736	100.0	340	100	100.0	100.0
	単位(社)	(%)	単位(社)	(%)	単位(社)	(%)	(%)	(%)

= 監査役制度もしくは委員会等設置会社を選択した方にお尋ねします。選択のポイントは、次の内のどれでしょうか？ =

【回答】

...次のページ...

	合計		上場		非上場		上場	非上場
経営と執行との分離による経営効率の向上	56	10.6	40	11.1	16	9.5	17.8	13.9
より充実した監査制度	275	52.0	214	59.3	61	36.3	69.8	41.8
親会社との制度統一	75	14.2	23	6.4	52	31.0	12.4	44.3
+	20	3.8	16	4.4	4	2.4		
+	3	0.6	2	0.6	1	0.6		
+ +	2	0.4	1	0.3	1	0.6		
+	31	5.9	15	4.2	16	9.5		
無回答	67.0	12.7	50	13.9	17	10.1		
計	529	100.0	361	100.0	168	100.0	100.0	100.0

単位(社) (%) 単位(社) (%) 単位(社) (%) (%) (%) (%) (%)

= 制度選択について「まだ分からない」とお答えいただいた方にお尋ねします。選択のポイントは、次の内のどれでしょうか？ =

【回答】

	合計		上場		非上場		上場	非上場
経営と執行との分離による経営効率の向上	75	16.7	63	20.5	12	8.5	43	26.7
より充実した監査制度	121	26.9	87	28.2	34	23.9	46.5	37.3
親会社との制度統一	49	10.9	15	4.9	34	23.9	10.5	36
+	110	24.4	88	28.6	22	15.5		
+	15	3.3	10	3.2	5	3.5		
+ +	11	2.4	7	2.3	4	2.8		
+	24	5.3	9	2.9	15	10.6		
無回答	45	10.0	29	9.4	16	11.3		
計	450	100.0	308	100.0	142	100.0	100.0	100.0

単位(社) (%) 単位(社) (%) 単位(社) (%) (%) (%) (%) (%)

<それぞれの制度を選択した方にお尋ねします。その制度を選択した理由をお選びください>

= 監査役制度を選択した方(528社)のみお答えください =

【回答】

	合計		上場		非上場		上場	非上場
監査役制度は自社で機能してきたから	445	73.9	301	74.7	144	72.4	78.2	76.2
監査役制度は機能しないであろうから	90	15.0	57	14.1	33	16.6	14.8	17.5
適当な社外取締役を集められないから	39	6.5	27	6.7	12	6.0	7.0	6.3
無回答等	28	4.7	18	4.5	10	5.0	-	-
計	602	100.0	403	100.0	199	100.0	100.0	100.0

単位(社) (%) 単位(社) (%) 単位(社) (%) (%) (%) (%) (%)

(複数回答)

【自由意見】...意見の多かったものの順

監査委員会制度の導入によって監査機能の形骸化の恐れがある(結局は社長による人選/内部監査部門が充実していない)...20%程度

社外中心の監査委員会制度では情報収集力が落ちる...15%程度

自己監査に該当する...10%程度

問題は制度ではなくその運用にある...7%程度

小規模会社(オーナー会社)なので経営と執行の分離は非効率...3%程度

= 監査委員会制度を選択した方（4社）のみお答えください =

【回答】

	合計		上場		非上場	
監査役制度は自社で機能してきたから	3	37.5	1	33.3	2	40.0
監査役制度は機能しないであろうから	4	50.0	2	66.7	2	40.0
適当な社外取締役を集められないから	1	12.5	0	0.0	1	20.0
無回答等	0		0		0	0.0
計	8	100.0	3	100.0	5	

単位(社) (%) 単位(社) (%) 単位(社) (%)

(複数回答)

【自由意見】...意見の多かったものの順

外国人株主対策（海外企業への対応措置）... 2件

経営と執行との分離による経営効率の向上...1件

社外取締役と執行役員が既に会社に存在しているために導入に支障は無い... 1件

< 選択制度を導入することに関して、あなたのお考えをお書きください >

【回答（自由意見）】...意見の多かったものの順

監査役制度の方がよい（機能する）...20%程度

監査委員会制度は日本の企業風土になじまない（機能しない）...20%程度

選択の幅が広がることはよいことである（選択制賛成）...10%程度

制度よりも運用（人）の問題である...5%程度

選択制の導入については慎重に検討するべき...5%程度

以上